

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

第 2 回 廿 日 市 市 議 会 追 加 議 案
(第 2 回 定 例 会)

廿 日 市 市

報告第15号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成26年6月24日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 157,788円
債権者 廿日市市廿日市二丁目4番23号
株式会社 山中商店
代表取締役 山 中 紀恵子
- 2 専決処分年月日 平成26年6月10日

(参考事項)

平成26年5月15日市消防団員の行為によって発生した店舗看板破損事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

